教阪第２６６１－２号

平成２８年１月１３日

　各市町立学校長　様

兵庫県教育委員会

阪神教育事務所長

　　　　　県費負担教職員等の個人番号（マイナンバー）の収集等

　　　　　にかかる業務委託について

　平成28年1月から税や社会保障の手続で「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下、「番号利用法」という。）に定める個人番号の取扱いが始まります。

　兵庫県教育委員会（教育事務所）は、この番号利用法第９条第３項に規定される個人番号関係事務において、源泉徴収義務者又は事業主として、「市町村立学校職員給与負担法」に定める職員及び兵庫県教育委員会が給与費等を負担する非常勤職員（以下、「県費負担教職員等」という。）の個人番号（マイナンバー）を利用した事務を行う必要があります。

　このため、貴職所属の県費負担教職員等の個人番号について、兵庫県教育委員会（教育事務所）が行う個人番号関係事務を利用目的とした収集等にかかる業務委託を下記により依頼します。

記

１　業務委託概要

　(1) 委託業務

　　ア　兵庫県教育委員会（教育事務所）が行う以下の個人番号関係事務に必要な県費負担教職員等の特定個人情報の収集及び提供

　　イ　上記アに関して、県費負担教職員等に対する番号利用法第16条に基づく確認等

　(2) 個人番号関係事務（特定個人情報の利用目的）

・源泉徴収票等作成事務

・支払調書等作成事務

・雇用保険等関連事務

・年金関係事務

・共済組合関係事務

・公務災害関係事務

・財産形成貯蓄関係事務

２　業務委託期間

　　　平成28年１月から

３　業務受託にあたり遵守すべき安全管理措置

　　　別添「安全管理措置要綱」

　　　※個人情報の取扱いについては、市町（教育委員会）が定める個人情報保護条例及び特定個人情報にかかる取扱規程等によること。

４　業務委託に基づく誓約書の提出

　　　本業務委託については、諾成契約として貴職の合意を得る必要があるため、別添「誓約書」を提出願います。

　　　提 出 先：教育事務所総務課総務担当

　　　提出期限：平成28年１月29日

５　業務委託する理由

　　　番号利用法第15条の「提供の求めの制限」及び第19条の「特定個人情報の提供の制限」の定めがあることから、兵庫県教育委員会（教育事務所）が処理すべき個人番号関係事務に利用する目的で市町職員に個人番号を収集及びその提供をさせる際には、業務委託が必要とされている。

**誓　約　書**

　平成28年１月13日付教阪第2661-2号「県費負担教職員等の個人番号（マイナンバー）の収集等にかかる業務委託について」に基づく業務委託を受託するとともに、個人番号の収集等にあたっては兵庫県教育委員会が定める安全管理措置に従います。

平成28年１月　日

　　兵庫県教育委員会

　　　阪神教育事務所長　様

○○市町立○○学校長

○○　○○　印